

報告第22号

自動車事故に係る和解及び損害賠償に関する専決処分の報告について

市長専決条例（平成17年一関市条例第217号）第2条第4号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により、これを報告する。

令和5年9月28日提出

一関市長 佐藤善仁

別紙

## 専決処分書

市長専決条例（平成17年一関市条例第217号）第2条第4号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年9月12日

一関市長 佐藤 善仁

1 損害賠償の額 49,896円

### 2 和解の内容

- (1) 一関市は、相手方に損害賠償金として49,896円を支払う。
- (2) 本件について、双方とも他に債権債務のないことを確認する。
- (3) 今後、本件に関して、双方とも裁判上又は裁判外において、一切の異議、請求の申立てをしないことを誓約する。

3 相手方 一関市大東町摺沢字沼田17番地  
摺沢タクシー  
今井幸江氏

### 4 事故の概要

令和5年8月7日午前11時頃、大東町摺沢字街道下地内において、市営バスの運行管理業務等を受託している事業者の運転手が、市営バスでJR大船渡線摺沢駅前バス停から市営駐車場のバス待機場所へ回送するため発進し、前方に停車していた相手方車両の右側を通過しながら右回りに旋回させたところ、相手方車両との距離が十分でなかったため、左外側に膨らんだバスの車体左後方部分が相手方車両のフロント右側部分に接触し、破損させる損害を与えた。

5 市の過失割合 100パーセント